

# 財務情報の開示



## わかりやすい財務情報の開示

第1回F U会合資料  
(検討を反映した修正あり)

公益法人は、内閣府令で定めるところにより、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理（収益事業等を行わない公益法人にあっては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であって、その行う公益目的事業の内容その他の事項に関し内閣府令で定める要件に該当するものについては、この限りでない。【改正法第19条】

### 現 状

- 多くの法人で区分経理されておらず、公益目的事業財産が可視化されていないため、国民から見て法人の財務状況が分かりにくい
- 公益目的取得財産残額（以下、「財産残額」）算定のため、煩雑な別表Hの作成が必要。  
また、財務基準への適合性を確認するため、その他多くの別表が必要となり、負担が大きい

| 内訳表の作成               |                             | 損益<br>計算書        | 貸借<br>対照表 |
|----------------------|-----------------------------|------------------|-----------|
| 収益事業<br>等を行う<br>法人   | （収益の50%超<br>を公益目的事業に<br>繰入） | 必須<br>各事業<br>も区分 | 必須        |
|                      | （上記以外）                      |                  | 任意        |
| 収益事業<br>等を行わ<br>ない法人 | （複数の公益目的事<br>業を行っている）       | 任意               |           |
|                      | （上記以外）                      |                  |           |

### 見直し後

- 区分経理を原則義務付け（※一部例外あり）。**区分経理を前提として、公益目的事業財産を法令上明確化** 【現行法第18条・内閣府令第26条を整理】  
（※）収益事業等を行わない法人については、区分経理することの代替措置として、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての保有財産を公益目的事業に使用・処分することを選択できる旨規定 【法律・内閣府令】  
⇒ 財務状況の透明性向上。**国民に対する説明責任の充実。公益のために使用されるべき財産が公益のために使用されることを担保**
- 別表Hに代わり、**公益目的事業会計の純資産額を基礎として財産残額を算定する簡素な方式に変更** 【内閣府令】  
⇒ 財産残額の算定がわかりやすくなり、負担軽減  
（財務諸表（注記等）の情報を踏まえ、**財産目録**や定期提出書類別表の省略・簡素化）

| 会計区分別内訳(※)の作成<br>(※)新しい会計基準では、PL・BSの注記事項とする方向 |                   | 損益計算書                             | 貸借対照表  |
|-----------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|--------|
| 収益事業等を行う法人                                    |                   | 必須<br>各事業も区分                      | 必須     |
| 収益事業等を行わない法人                                  | （複数の公益目的事業を行っている） | <b>代替措置あり</b><br><b>※各事業の区分必須</b> | 代替措置あり |
|                                               | （上記以外）            | 代替措置あり                            |        |

#### 全法人向けの支援策

**3年程度の経過措置**を設けるとともに、会計区分別内訳の作成マニュアルを整備、専門家によるサポート・相談会を全国で開催、相談事例の集約・整理等も行う。

## わかりやすい財務情報の開示

### <基本的な考え方>

- 貸借対照表の会計区分別内訳が作成(※)され、公益法人が保有する全ての財産が公益目的事業会計、収益事業等会計又は法人会計に整理されることを踏まえ、「**公益目的事業財産**」=「**公益目的事業会計**」となるよう定義を見直し。
  - 公益のために使用すべき財産の現在額が財務諸表上で可視化され、透明性が向上
  - 公益認定取消し等の際、公益目的事業会計の情報に基づき、より簡素な方法で財産残額の算定が可能(別表Hを廃止)

(※) 区分経理を行わない法人は、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての財産を公益目的事業に費消しなければならない。

### <具体策>

#### ① 公益目的事業財産の定義

- 公益目的事業に関連して取得した財産及び当該財産を運用・支出・処分して取得した財産は、**全て公益目的事業財産となることを明確化**  
(従前は、現物寄附に係る運用益等について明確ではなかった。)
- 上記以外の財産についても、**公益目的事業会計の資産に計上することで公益目的事業財産となる旨を規定**  
→ 法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において公益目的事業財産と定める旨の現行規定(内閣府令第26条第8号)を削除

#### ② 他会計の財産を公益目的事業会計で費消する場合の取扱い

- 例外的に**他会計の財産を公益目的事業会計で費消する際のルールを整理**(⇒次頁)し、公益目的事業会計上の他会計に対する負債として認められる場合を明確化

#### ③ 財産残額の算定方法

- 認定取消し等の場合には、直近事業年度の公益目的事業会計の純資産額に必要な調整を加えて財産残額を算定(⇒次頁)

### <公益目的事業会計と公益目的事業財産の関係(イメージ)>



15

## わかりやすい財務情報の開示

### <他会計の財産を公益目的事業会計で費消する場合>

公益法人は、公益目的事業を実施することを主たる目的とする法人であり、その資産を最大限活用して公益目的事業を実施することが期待されるため、**他会計の財産を公益目的事業に費消する場合は、原則として公益目的事業財産に振り替えた上で行うこととする。**

 他会計の財産を公益目的事業会計に振り替えずに、**他会計から公益目的事業会計への貸付（公益目的事業会計の他会計に対する負債）とすることが認められる場合**

#### (a) 公益目的事業の一時的な資金不足に対し、他会計の財産を充てた場合

（区分経理を原則化することで、短期的な資金繰りを目的とした会計間の資金融通が想定されるため）

⇒ 財務諸表（公益目的事業会計）上に短期他会計借入等の勘定科目で表示することを規定

#### (b) 資金不足によって公益目的事業を継続することが困難な場合に、他会計で現に使用している財産や寄附者等により他会計における使途が定められた資金等を充てた場合

（当該財産の本来の使途に充てるため、公益目的事業会計から他会計に返済する必要があるため）

⇒ 財務諸表（公益目的事業会計）上に他会計借入等の勘定科目で表示し、別途その取引内容を記載することを規定

取引の内容：①公益目的事業を継続するための資金が不足している状況、②他会計のどの財産を公益目的事業に費消したのかを記載

### <公益目的取得財産残額の算定方法>

財産残額＝純資産額－認定前に取得した不可欠特定財産±調整要素

#### 【調整要素】

- ・区分経理を行わない法人の場合は、法人運営のためと特定された財産額及び上記(a)(b)の場合に公益目的事業のために費消した当該財産額を純資産額から控除する。
- ・非償却資産（土地等）の帳簿価額と時価の差額を財産残額に加除する。

23

【BS（公益目的事業会計）】

| 資産 | 負債      |
|----|---------|
|    | 純資産額    |
|    | 不可欠特定財産 |

財産残額

16

※区分経理を開始した法人から適用。区分経理を行わない法人は施行から3年経過後に開始する事業年度から適用し、それまでは別表Hの作成が必要。

# 貸借対照表のイメージ

## 現行制度

(様式1-1)

貸 借 対 照 表  
令和 年 月 日現在

(単位:円)

| 科 目           | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|---------------|-----|-----|-----|
| I 資産の部        |     |     |     |
| 1. 流動資産       |     |     |     |
| 現金預金          |     |     |     |
| 流動資産合計        |     |     |     |
| 2. 固定資産       |     |     |     |
| (1) 基本財産      |     |     |     |
| 土地            |     |     |     |
| 基本財産合計        |     |     |     |
| (2) 特定資産      |     |     |     |
| 退職給付引当資産      |     |     |     |
| 〇〇積立資産        |     |     |     |
| 特定資産合計        |     |     |     |
| (3) その他固定資産   |     |     |     |
| その他固定資産合計     |     |     |     |
| 固定資産合計        |     |     |     |
| 資産合計          |     |     |     |
| II 負債の部       |     |     |     |
| 1. 流動負債       |     |     |     |
| 未払金           |     |     |     |
| 流動負債合計        |     |     |     |
| 2. 固定負債       |     |     |     |
| 退職給付引当金       |     |     |     |
| 固定負債合計        |     |     |     |
| 負債合計          |     |     |     |
| III 正味財産の部    |     |     |     |
| 1. 指定正味財産     |     |     |     |
| 国庫補助金         |     |     |     |
| 指定正味財産合計      |     |     |     |
| (うち基本財産への充当額) | ( ) | ( ) | ( ) |
| (うち特定資産への充当額) | ( ) | ( ) | ( ) |
| 2. 一般正味財産     |     |     |     |
| (うち基本財産への充当額) | ( ) | ( ) | ( ) |
| (うち特定資産への充当額) | ( ) | ( ) | ( ) |
| 正味財産合計        |     |     |     |
| 負債及び正味財産合計    |     |     |     |

## 新制度

新会計基準における財務諸表のイメージ

### 1. 貸借対照表

貸 借 対 照 表

年 月 日 現在

(単位:千円)

| 資 産 の 部    |       |       | 負 債 の 部    |    |    |
|------------|-------|-------|------------|----|----|
| 科 目        | 当期    | 前期    | 科 目        | 当期 | 前期 |
| I 流 動 資 産  |       |       | I 流 動 負 債  |    |    |
| 現金及び預金     | 140   |       | 未払金        |    |    |
| ...        |       |       | ...        |    |    |
| 流動資産合計     |       |       | 流動負債合計     |    |    |
| II 固 定 資 産 |       |       | II 固 定 負 債 |    |    |
| 1.有形固定資産   |       |       | 退職給付引当金    |    |    |
| 建物         |       |       | ...        |    |    |
| 土地         | 1,000 | 1,000 |            |    |    |
| 美術品        | 500   | 500   |            |    |    |
| ...        |       |       | 固定負債合計     |    |    |
| 有形固定資産合計   |       |       | 負 債 合 計    |    |    |
| 2.無形固定資産   |       |       |            |    |    |
| ...        |       |       |            |    |    |
| 無形固定資産合計   |       |       |            |    |    |
| 3.その他固定資産  |       |       |            |    |    |
| 投資有価証券     | 200   | 250   |            |    |    |
| ...        |       |       |            |    |    |
| その他固定資産合計  |       |       |            |    |    |
| 資 産 合 計    |       |       |            |    |    |

## 新制度

### 【貸借対照表の注記】

#### ① 会計区分別内訳(現行の貸借対照表内訳表の代替)

(単位:千円)

| 科目   | 公益目的事業会計 | 収益事業等会計 | 法人会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|------|----------|---------|------|--------|----|
| 流動資産 | 140      |         |      |        |    |
| 固定資産 | 1,500    |         |      |        |    |
| 総資産  | ...      |         |      |        |    |
| 流動負債 |          |         |      |        |    |
| 固定負債 |          |         |      |        |    |
| 総負債  |          |         |      |        |    |
| 純資産  |          |         |      |        |    |

## 貸借対照表の注記の続き

### (2) 資産及び負債の状況（現行の財産目録相当）

（単位：千円）

| 科目                                                                                        | 場所・物量等                                                       | 使用目的等                                                                                                                                                                                | 金額 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 流動資産<br>現金及び預金<br><br>有価証券<br>・・・                                                         | 手元保管<br>普通預金<br>〇〇銀行〇〇支店                                     | 運転資金 〇〇<br><u>公益充実資金 〇〇</u>                                                                                                                                                          |    |
| 固定資産<br>1. 有形固定資産<br>土地<br><br>美術品<br><br>2. 無形固定資産<br>・・・<br>3. その他固定資産<br>投資有価証券<br>・・・ | 〇〇㎡××市▽▽<br>町3-5-1 〇〇㎡<br>絵画 〇点 〇年〇月<br>以前取得<br><br>第〇回利付国債他 | <u>基本財産</u> であり、 <u>公益目的保有財産</u> である。<br>〇〇事業の施設に使用している。<br><u>基本財産</u> であり、 <u>公益目的保有財産</u> である。<br>〇〇事業に供している。認定前に取得した不<br>可欠特定財産である。<br><br><u>特定資産</u> であり、新規事業のための準備積立<br>金である。 |    |
| 資産合計                                                                                      |                                                              |                                                                                                                                                                                      |    |
| 流動負債<br>未払金                                                                               | 〇〇に対する未払額                                                    | 〇〇事業に供する備品購入の未払い分                                                                                                                                                                    |    |
| 固定負債<br>退職給付引当金                                                                           | 従業員に対するもの                                                    | 従業員〇〇名に対する退職金の支払いに備え<br>たもの                                                                                                                                                          |    |
| 負債合計                                                                                      |                                                              |                                                                                                                                                                                      |    |
| 純資産合計                                                                                     |                                                              |                                                                                                                                                                                      |    |

※ 公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要がある。

新「公益法人会計基準」の運用指針（素案）R6.9.30現在

# 行政手続きの簡素化 透明性の向上



## 行政手続の簡素化・合理化①

### <基本的な考え方>

- 公益法人の柔軟・迅速な事業展開を促進する観点から、事業の公益性に実質的に大きな影響を与えず、当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正し得ると想定されるものは、届出化。
- ➔ 変更があっても、公益目的事業の「**公益目的事業該当性**」に**変化がないことが明らかな場合**には、**届出**でよいこととする。  
申請書に記載された事項で判断される
- ※ 公益認定基準（特別の利益供与、公益目的事業比率、財務規律、ガバナンス等）への適合性については、当初の公益認定及びその後の監督において確認していることから、事後の監督手段で是正し得るものとして整理。

### <具体策>

- 申請書の記載事項の変更を伴わない場合届出、との基準は維持し、**申請書の記載事項を標準化**（➔イメージはp4）
  - ・ 標準化後の申請書（以下、「新申請書」）には、法人の経営判断に委ねて差し支えない事項（事業の量的な拡大・縮小など）は基本的に記載しない（必要な場合は事業計画、事業報告等に記載）。
  - ➔ 認定／届出の範囲の明確化
- ※ 既存の公益法人の新申請書への切り替えは、今後の変更認定の機会等を捉えて順次進めていく。
- 上記「基本的な考え方」に沿って、以下のとおり、届出化する範囲を整理。

- ✓ **収益事業等の変更は届出化【法律】**
- ✓ **公益目的事業の変更については、**
  - ・ 一部の廃止は届出化【内閣府令】 ※全部廃止については、現在も届出
  - ・ 事業の種類や内容の変更を伴わない**平行移動的な再編・統合、合併等**は届出化【内閣府令・ガイドライン】
  - ・ これまでの審査・監督事例を踏まえ、**公益目的事業該当性に変更がないと典型的に整理できるものは届出化**  
【内閣府令・ガイドライン】
    - ← 公益目的事業該当性の判断要素の明確化を図り、**事業内容等に応じて、公益目的事業該当性に変更がないと整理できる範囲を明確化**
  - ・ 申請書記載事項の変更のうち、字句の修正など公益目的事業該当性に影響がないことが明らかなものは届出化【内閣府令】

- ※ 上記のとおり届出化の範囲を広げた上で、不適切な事案が発生した場合には事後チェックにより是正。
- ※ 改正で届出事項とされるものについて、法の施行日時点で変更認定申請がなされている場合、事業の変更の際に届出があったとみなす。  
(届出として改めて提出し直す必要はない)【法律(経過措置)】

## 行政手続の簡素化・合理化②

### 【見直し前】

### 【見直し後】

申請書記載事項の標準化によってバラつきをなくし、認定／届出の範囲の基準として明確化（公益目的事業該当性に関係ない事項、法人の経営判断に委ねる事項については、事業計画や事業計画等に記載）

|        |                                                      |                                                                                                                                     |
|--------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 変更認定申請 | 公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（法第11条第1号） | 軽微な変更（認定規則第7条）<br>・公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更又は事務所の所在場所の変更（当該変更によって行政庁の変更が生じないような場合）                                                  |
|        | 公益目的事業の種類又は内容の変更（法第11条第2号）                           | ・公益目的事業又は収益事業の内容の変更であって、申請書の記載事項の変更を伴わないもの。<br><br>※ FAQにおいて、事業の公益性についての判断が明らかに変わらず、申請書に参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更と考えられる場合は届出と取扱っていた。 |
|        | 収益事業等の内容の変更（法第11条第3号）                                |                                                                                                                                     |
| 変更届出   | 名称又は代表者の氏名の変更（法第13条第1号）                              | （認定規則第11条）<br>・理事又は会計監査人の氏名若しくは名称<br>・報酬等の支給の基準<br>・公益目的事業を実施するにあたり必要な許認可等                                                          |
|        | 法第11条第1項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更（法第13条第2号）                 |                                                                                                                                     |
|        | 定款の変更（法第13条第3号）                                      |                                                                                                                                     |
|        | 内閣府令で定める事項の変更（法第13条第4号）                              |                                                                                                                                     |



|        |                                                      |                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 変更認定申請 | 公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（法第11条第1号） | 軽微な変更（認定規則第7条）<br>・公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更又は事務所の所在場所の変更（当該変更によって行政庁の変更が生じないような場合）           |
|        | 公益目的事業の種類又は内容の変更（法第11条第2号）<br><b>届出の範囲拡大・明確化</b>     | ・申請書の記載事項の変更を伴わないもの。<br>・一部の廃止<br>・統合・再編等であって、変更によっても引き続き公益目的事業に該当することが明らかなものとして内閣総理大臣が定めるもの |
| 変更届出   | 収益事業等の内容の変更（法第13条第2号）                                | （認定規則第11条）<br>・理事又は会計監査人の氏名若しくは名称<br>・報酬等の支給の基準<br>・公益目的事業を実施するにあたり必要な許認可等                   |
|        | 名称又は代表者の氏名の変更（法第13条第1号）                              |                                                                                              |
|        | 法第11条第1項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更（法第13条第3号）                 |                                                                                              |
|        | 定款の変更（法第13条第4号）                                      |                                                                                              |
|        | 内閣府令で定める事項の変更（法第13条第5号）                              |                                                                                              |

認定基準の明確化を図り、事業内容等に応じ、典型的に公益目的事業該当性に変更がないと整理できる範囲を明確化

## (参考) 申請書記載事項の標準化のイメージ

### 【標準化前】

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください。)

| 事業番号 | 事業の内容                | 当該事業の<br>事業比率 (%) |
|------|----------------------|-------------------|
| 公 1  | 安全・安心な社会のための●●に関する事業 | 90.0              |

〔1〕事業の概要について (注1)

1 趣旨(目的)・まとめた理由  
各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。(1)及び(2)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

事業を細分化して詳細に記載し過ぎているため、  
細かな見直しの都度、記載内容の変更が生じる

2 事業

(1) ●●に関する普及啓発事業

●●に関する国民の理解を促進するため、次の事業を行う。

ア 展示等による普及啓発

(ア) ●●資料館

●●を展示している●●に説明員を配置し、事業の概要、展示についての説明を行うことにより、●●を認識していただき、●●に関する理解を図る。

(イ) ●●ミュージアム

令和●●年度に●●人が訪れた●●ミュージアムの一角で、パネル展示等を行い、説明員により●●に係る普及啓発を図る。

イ 行事等各種機会を捉えた普及啓発

各地の祭り等の機会をとらえ、パネル展示等を実施し、●●に係る普及啓発を図る。

・40カ所 3,000人

ウ ●●新聞の発行

記事、写真等により、●●を広く国民に分かりやすく周知する。●●新聞は年間を通して発行し、●●等を通じて提供するとともに、要望のある図書館、自治体等には無償で配布し●●に係る普及啓発を図る。

・月4回発行(発行部数1回5,000部)

エ ホームページ等による普及啓発

ホームページ、SNSを通じ、分かりやすく●●の普及啓発を図る。

オ オリジナルキャラクターグッズ等による普及啓発

ロゴマーク、イメージキャラクター等を使用し、帽子、Tシャツ、マグカップ等日常生活で使用するグッズ及びカレンダー等を制作し、配布、販売を行うことにより、広く子供から大人までを対象に●●に係る普及啓発の端緒とする。

カ ●●友の会会員に対する普及啓発

●●友の会を支援するとともに、会員を対象とした●●に係る普及啓発を図る。

・23支部 正会員数 4,000名

数値を具体的に記載しているため、  
記載内容の変更が生じやすい

### 【標準化後】

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください。)

| 事業番号 | 事業の内容                | 当該事業の<br>事業比率 (%) |
|------|----------------------|-------------------|
| 公 1  | 安全・安心な社会のための●●に関する事業 | 90.0%             |

〔1〕事業の概要について (注1)

(1) 趣旨(目的)・まとめた理由  
各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。ア及びイの事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

「公●」の直下の事業単位ごとに、簡潔に事業内容を記載  
(更に細かい事業を列挙して個別に記載する必要なし)

(2) 事業

ア ●●に関する普及啓発活動事業

【事業内容】資料館やミュージアム、各種行事等における展示や専門員による説明、写真や図等で分かりやすく●●を伝える刊行物の発行・配布、オリジナルキャラクターグッズの制作・配布・販売等を行い、●●に対する理解の促進を行う。

イ 顕彰事業

【事業内容】●●に関する活動を促進するため、優れた取組に対する賞の対象者を募集・選出、発表及び表彰式を行う。

【募集方法】表彰規程に基づき、推薦公募制を採用し全国の●●関係者へ推薦依頼を行う。

【選考方法】応募について有識者からなる選考委員会に諮り、その結果について理事会の決議により決定

変動の生じやすい量的な情報は、基本的に記載しない  
(事業計画や事業報告等に記載)

記載を簡素化

## 行政手続の簡素化・合理化、透明性の向上（提出・公表書類の見直し）①

### <基本的な考え方>

#### 書類の簡素化・合理化

- 行政手続の合理化・迅速化の観点から、行政庁への提出書類については、**行政庁による公益認定や監督、公益法人の透明性確保のために必須のものに限定し、可能な限り簡素化を図る。**また、提出書類は原則**法令やガイドラインで具体的に記載し、記載のないものは原則として求めない**こととする。

※ 公益認定申請の際に、内閣府令の「行政庁が必要と認める書類」の規定に基づき提出を求めているものについては、**真に必要なものを精査した上で、ガイドラインで具体的に記載。**

法人の事業内容に応じて必要となる書類については、必要とする事業内容を明らかにする。

（例：経理的基礎を確認するに当たって法人から寄附確約書の提出があった場合、認定時にそれ以上の詳細書類（寄附予定者個人の確定申告書等）の提出までは求めないが、認定後速やかに寄附が行われているかを確認し、必要であれば監督上の措置を講じる。）

- 先行する取組として、毎事業年度、定期提出書類に添付する国税の納税証明書の提出を不要とする。（7月下旬目途で内閣府令を改正）

#### 透明性の向上

- 国民によるチェック機能強化の観点から、**公益法人から行政庁に定期提出される書類は、原則として、法人による開示及び行政庁による公表の対象として、透明性の向上を図る。**

その際、書類の簡素化・合理化を図るとともに、**個人情報等の扱い等について配慮する。**

#### 【新たに公表等の対象とする情報】

法人の基本情報（定期提出書類別紙2）、公益目的事業の内容及び実績（申請書の別紙2及び定期提出書類の別紙3）、財務規律に係る数値の明細（別表A～C）、株式等の保有状況（別表D）、経理的基礎の状況（別表E）、役員報酬等（別表F(1)）\*、公益目的取得財産残額に係る明細（別表H）\*\*（⇒詳細はp6）

\* 役員報酬等の公表については次頁参照、\*\* 算定方法の見直しを踏まえて別表Hについては廃止

※ 財務規律に係る数値の明細や、法人の役員等と法人との間の取引等については、財務諸表の注記又は附属明細書における開示を想定しつつ、内閣府令に規定を置き、趣旨等についてガイドラインで明記

- さらに、法人の負担に配慮しつつ、公益法人の監督や法人の透明性確保等の観点から特に開示が求められる①役員報酬等、②法人関係者との取引、③海外送金に係る情報について、開示等を求める内容の拡充・追加等を求める（⇒詳細はp7）。

- **行政庁による書類の公表**は、**法の施行日後に提出された書類**について行う（施行日前に提出された書類は従前どおり）

※ 施行日以後に提出される書類は、HPIにおいて公表されることを前提に作成する必要があることについて周知徹底

## 行政手続きの簡素化・合理化、透明性の向上（提出・公表書類の見直し）②

【①開示対象に加える書類】 ※従来提出を求めつつ、開示していなかったもの。

| 対象書類                                                                                                  | 見直し後の扱い（提出を受けた書類は原則全て公表）                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人の基本情報、事業活動等を記載した書類<br>（事務所の所在場所と連絡先、代表理事の氏名、事業年度、社員、評議員、理事、監事、会員、職員の数等、会計監査人の氏名又は名称、社員総会等の開催状況etc.） | 既に公表対象としている情報も含め、<br>①運営組織に関する情報、<br>②事業活動に関する情報<br>として整理                                                                                                      |
| 法人の事業について記載した書類<br>（事業の内容、種類、公益性の説明、必要な許認可等etc.）                                                      | ・当該年度における実績は別途事業報告（注）に記載することとして、簡素化した上で、提出のタイミングを事業年度開始時に変更（従来は事業年度終了後）。<br>・➡ 原則、公益認定時に申請書に記載した内容※を記載すれば足りるため、 <u>毎年度書き直す必要はなし</u> 。<br>※事業の変更を行った場合は、変更後の内容。 |
| 別表A（収支相償関係）                                                                                           | 財務諸表の注記又は附属明細書で代替                                                                                                                                              |
| 別表B（公益目的事業比率関係）                                                                                       | 財務諸表の注記又は附属明細書で代替                                                                                                                                              |
| 別表C（遊休財産規制関係）                                                                                         | 財務諸表の注記又は附属明細書で代替                                                                                                                                              |
| 別表D（他の団体の意思決定に関与可能な財産）                                                                                | 事業活動の状況に係る書類に統合                                                                                                                                                |
| 別表E（経理的基礎について）                                                                                        | 運営組織の状況に係る書類に統合                                                                                                                                                |
| 別表F（各事業に関連する費用額の配賦）                                                                                   | 財務諸表の注記で代替（記載内容の見直しも含め今後検討）                                                                                                                                    |
| 別表H（公益目的取得財産残額）                                                                                       | <b>廃止</b> （残額の算定は、公益目的事業会計における純資産の額を基礎として算定する方式に改める。）                                                                                                          |

（注）事業報告には、事業の実施状況のほか、**公益法人が自主的に実施したガバナンスに関する取組**を新たに記載することとし、**ガバナンスの充実にに向けた積極的な取組を促す**。

# 活動計算書(旧:正味財産増減計算書)のイメージ

## 現行制度

### 正味財産増減計算書

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(単位:円)

| 科 目             | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| I 一般正味財産増減の部    |     |     |     |
| 1. 経常増減の部       |     |     |     |
| (1) 経常収益        |     |     |     |
| 基本財産運用益         |     |     |     |
| 特定資産運用益         |     |     |     |
| 受取会費            |     |     |     |
| 事業収益            |     |     |     |
| 受取補助金等          |     |     |     |
| 受取負担金           |     |     |     |
| 受取寄付金           |     |     |     |
| 経常収益計           |     |     |     |
| (2) 経常費用        |     |     |     |
| 事業費             |     |     |     |
| 給与手当            |     |     |     |
| 臨時雇賃金           |     |     |     |
| 退職給付費用          |     |     |     |
| 管理費             |     |     |     |
| 役員報酬            |     |     |     |
| 給与手当            |     |     |     |
| 退職給付費用          |     |     |     |
| 経常費用計           |     |     |     |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 |     |     |     |
| 基本財産評価損益等       |     |     |     |
| 特定資産評価損益等       |     |     |     |
| 投資有価証券評価損益等     |     |     |     |
| 評価損益等計          |     |     |     |
| 当期経常増減額         |     |     |     |
| 2. 経常外増減の部      |     |     |     |
| (1) 経常外収益       |     |     |     |
| 固定資産売却益         |     |     |     |
| 経常外収益計          |     |     |     |
| (2) 経常外費用       |     |     |     |
| 固定資産売却損         |     |     |     |
| 経常外費用計          |     |     |     |
| 当期経常外増減額        |     |     |     |
| 当期一般正味財産増減額     |     |     |     |
| 一般正味財産期首残高      |     |     |     |

## 新制度

### 活 動 計 算 書

年 月 日から 年 月 日まで

(単位:千円)

|                 | 当期    | 前期 |
|-----------------|-------|----|
| I 経常活動区分        |       |    |
| 経常収益            |       |    |
| 受取寄附金           | 100   |    |
| 受取補助金           | 100   |    |
| 公1事業収益          | 100   |    |
| 公2事業収益          | 100   |    |
| 収益事業収益          | 100   |    |
| 〇〇運用収益          | 100   |    |
| 経常収益計           | 600   |    |
| 経常費用            |       |    |
| 公1事業費           | 150   |    |
| 公2事業費           | 180   |    |
| その他公益事業費        | 10    |    |
| 収益事業費           | 20    |    |
| 管理費             | 100   |    |
| 経常費用計           | 460   |    |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 140   |    |
| 投資有価証券評価損益等     |       |    |
| 当期経常増減額         | 140   |    |
| II その他活動区分      |       |    |
| その他収益           |       |    |
| ...             |       |    |
| その他収益計          | 0     |    |
| その他費用           |       |    |
| ...             |       |    |
| その他費用計          | 0     |    |
| その他収益費用差額       | 0     |    |
| 税引前収益費用差額       | 140   |    |
| 法人税、住民税及び事業税    |       |    |
| 法人税等調整額         |       |    |
| 税引後収益費用差額       | 140   |    |
| 期首純資産額          | 1,700 |    |
| 期末純資産額          | 1,840 |    |



内閣府 新「公益会計基準」運用指針(素案)

## 新制度

### 【活動計算書の注記】

- ① 財源区分別内訳（現行の正味財産増減計算書の一般正味財産と指定正味財産の区分表示の代替）

（単位：千円）

|            | 一般純資産 | 指定純資産 | 合計    |
|------------|-------|-------|-------|
| I 経常活動区分   |       |       |       |
| 経常収益       |       |       |       |
| 受取寄附金      |       | 100   | 100   |
| 受取補助金      |       | 100   | 100   |
| 公1事業収益     | 100   |       | 100   |
| 公2事業収益     | 100   |       | 100   |
| 収益事業収益     | 100   |       | 100   |
| 〇〇運用収益     | 100   |       | 100   |
| 経常収益計      | 400   | 200   | 600   |
| 経常費用       |       |       |       |
| 公1事業費      | 150   |       | 150   |
| 公2事業費      | 80    | 100   | 180   |
| その他公益事業費   | 10    |       | 10    |
| 収益事業費      | 20    |       | 20    |
| 管理費        | 100   |       | 100   |
| 経常費用計      | 360   | 100   | 460   |
| 経常収益費用差額   | 40    | 100   | 140   |
| 投資有価証券評価差額 |       |       |       |
| II その他活動区分 |       |       |       |
| その他収益      |       |       |       |
| ...        |       |       |       |
| その他収益計     | 0     | 0     | 0     |
| その他費用      |       |       |       |
| ...        |       |       |       |
| その他費用計     | 0     | 0     | 0     |
| その他収益費用差額  | 0     | 0     | 0     |
| 期首純資産額     | 1,600 | 100   | 1,700 |
| 期末純資産額     | 1,640 | 200   | 1,840 |



## 活動計算書の注記の続き

### ② 会計・事業区分別内訳(現行の正味財産増減計算書内訳表に相当)

活動計算書 一般純資産の部

(単位:千円)

| 科 目                  | 公益目的事業会計 |     |     |     | 収益事業等会計 |    | 法人<br>会計 | 合計  |
|----------------------|----------|-----|-----|-----|---------|----|----------|-----|
|                      | 公1       | 公2  | 共通  | 小計  | 収1      | 他1 |          |     |
| 経常収益                 | 100      | 100 | 0   | 200 | 100     | 0  | 100      | 400 |
| 経常費用                 | 150      | 80  | 10  | 240 | 20      | 0  | 100      | 360 |
| 経常収益費用差額             | -50      | 20  | -10 | -40 | 80      | 0  | 0        | 40  |
| その他収益                |          |     |     | 0   | 0       | 0  | 0        | 0   |
| その他費用                |          |     |     | 0   | 0       | 0  | 0        | 0   |
| その他収益費用差額            |          |     |     | 0   | 0       | 0  | 0        | 0   |
| 収益事業等から生じた<br>利益の繰入額 |          |     | 37  | 37  | -37     | 0  | 0        | 0   |
| 収支差額                 | -50      | 20  | 27  | -3  | 43      | 0  | 0        | 40  |

脚注)経常収益に、受取会費、受取寄付金を含む場合には、配賦基準を記載する。

### ③ 指定純資産の内訳

指定純資産の内訳と増減額及び残高

(単位:千円)

| 内 訳 |       | 交付者 | 前期末<br>残高 | 当期増加額<br>(収益) | 当期減少額<br>(費用) | 当期<br>増減差額 | 当期末<br>残高 |
|-----|-------|-----|-----------|---------------|---------------|------------|-----------|
| 公2  | 〇〇寄付金 | ..  | 100       | 0             | 0             | 0          | 100       |
| 公2  | △△寄付金 | ..  | 0         | 100           | 0             | 100        | 100       |
| 公2  | 〇〇補助金 | 〇〇県 | 0         | 100           | 100           | 0          | 0         |
| 合 計 |       |     | 100       | 200           | 100           | 100        | 200       |

### ④ 控除対象財産(6号財産)の発生年度別残高及び使途目的計画

(発生年度別残高)

(単位:千円)

| 内 訳 |       | 発生年度別残高 |         |          |      |
|-----|-------|---------|---------|----------|------|
|     |       | 1年以内    | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
| 公2  | 〇〇寄付金 | 0       | 100     | 0        | 0    |
| 公2  | △△寄付金 | 100     | 0       | 0        | 0    |
| 合 計 |       | 100     | 100     | 0        | 0    |

(5年超6号財産の残高内訳別の使途目的計画)

(単位:千円)

| 内 訳   | 予定年  | 予定額 | 使途内容              |
|-------|------|-----|-------------------|
| 〇〇寄付金 | 2026 | 50  | 〇〇プロジェクトの実行のための支出 |
|       | 2027 | 50  | 〇〇プロジェクトの実行のための支出 |
| △△寄付金 | 2025 | 100 | △△購入のため支出         |



## 活動計算書の注記の続き

⑤ 事業費・管理費の形態別区分（現行の正味財産増減計算書の形態別表示に相当。別表 F、G の代替）

（1）一般純資産の部

（単位：千円）

| 形態別科目  | 公益目的事業費 | 収益事業等事業費 | 管理費 | 合計 | 配賦基準 |
|--------|---------|----------|-----|----|------|
| 役員報酬   |         |          |     |    |      |
| 給料手当   |         |          |     |    |      |
| 退職給付費用 |         |          |     |    |      |
| 委託費    |         |          |     |    |      |
| 減価償却費  |         |          |     |    |      |
| ：      |         |          |     |    |      |
| その他費用  |         |          |     |    |      |
| 合 計    |         |          |     |    |      |

（2）指定純資産の部

（単位：千円）

| 形態別科目  | 公益目的事業費 | 収益事業等事業費 | 管理費 | 合計 | 配賦基準 |
|--------|---------|----------|-----|----|------|
| 役員報酬   |         |          |     |    |      |
| 給料手当   |         |          |     |    |      |
| 退職給付費用 |         |          |     |    |      |
| 委託費    |         |          |     |    |      |
| 減価償却費  |         |          |     |    |      |
| ：      |         |          |     |    |      |
| その他費用  |         |          |     |    |      |
| 合 計    |         |          |     |    |      |

【その他の注記】（財務規律適合性に関する情報等）

※その他の注記に記載される情報については、P16 参照



## 外部理事の設置対象外となる小規模法人の基準

### 公益認定の基準〔認定法5条15号〕

#### 理事のうち一人以上が外部理事であること

##### 外部理事とは

1. 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者
2. その他1. に準ずるものとして内閣府令で定める者であること

##### 適用除外

政令で定める基準に達しない場合は、外部理事を設置しなくてもよい。

（毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。）

### 外部理事を加えることの趣旨

- 法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化の防止、社会課題を踏まえた柔軟な視点から理事会運営の活性化を期待

### 外部理事になれない者（内閣府令）



- 現に社団法人の社員である者
- 財団法人の設立者

- 社員は、法人の構成員であり、最高議決機関である社員総会の構成員であることから法人の外部とはいえない。
- 設立者は、財団設立の意思をもって財産を拠出する者であり、法人の外部とはいえない。

※外部監事も同様とする

### その他小規模法人への配慮

- 経過措置により、新法施行後も、在職中の全ての理事が任期満了となるまでの間に基準に適合すれば良い。
- 外部理事を含む役員に求められる役割を明確化し、研修や相談会、好事例の発信を通じて人材育成・確保を支援。

### 外部理事が適用除外となる小規模法人の基準（政令）

- 収益：3,000万円未満
- かつ
- 費用・損失：3,000万円未満

#### 〔考え方〕

- 法人の私物化のリスクは法人の規模に関係ない
- ただし、①外部理事を確保すること、②外部理事がその役割を発揮できるよう、情報提供などを日常的に行う事務負担に配慮する必要がある。

- 収益、費用・損失が2,000万円～3,000万円の間に常勤の職員の平均が1人を下回り（注）、事務体制が特に脆弱であることから、3,000万円を基準とする。

※3,000万円の場合、全法人の約3割が適用除外となる見込み。

（注）収入・費用3,000万円未満の法人で常勤職員の平均は約1.2人、収入・費用2,000万円未満の法人で常勤職員の平均は約0.9人

# 改正認定法の外部理事・監事の考え方

|                                          | 外部理事（改正認定法5条15号）                                                                            | 外部監事（改正認定法5条16号）                                                                        |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象法人<br>(政令案)                            | 🐼 収益及び費用・損失が <u>3,000万円以上</u> の法人                                                           | 🐼 <u>全て</u> の法人                                                                         |
| 外部理事・監事の<br>選任数<br>(改正認定法)               | 🐼 1人以上                                                                                      | 🐼 1人以上<br>(監事が1人の法人は、その1人を外部から選任)                                                       |
| 外部理事・監事に<br>なれない者<br>(改正認定法・政令案・GL<br>案) | 🐼 当該法人(その子法人含む)の <u>業務執行理事</u> 又は使用人(過去10年間含む)<br>・公益社団法人である場合は、その社員<br>・公益財団法人である場合は、その設立者 | 🐼 当該法人(その子法人含む)の <u>理事</u> 又は使用人(過去10年間含む)<br>・公益社団法人である場合は、その社員<br>・公益財団法人である場合は、その設立者 |
| 適用日<br>(改正認定法の附則)                        | 🐼 令和7年4月1日に在任する <u>全ての理事の任期が満了する日の翌日</u>                                                    | 🐼 令和7年4月1日に在任する <u>全ての監事の任期が満了する日の翌日</u>                                                |

<補足>

🐼 子法人: 法人施行規則第3条

🐼 業務執行理事: 法人法91条1項2号、197条、個別の委任により業務を執行した理事



## 会計監査人の設置範囲拡大

### 会計監査人の設置範囲拡大〔認定法5条13号〕

- 最終報告の内容を踏まえ、会計監査人の設置範囲を以下のとおり拡大する。

| 現在の基準                                                        | 新しい基準                                                                  |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 次のいずれかを満たす法人<br>収益 1,000億円以上<br>費用・損失 1,000億円以上<br>負債 50億円以上 | 次のいずれかを満たす法人<br>収益 <b>100億円以上</b><br>費用・損失 <b>100億円以上</b><br>負債 50億円以上 |

### 趣旨・基準設定の考え方

- 現在、収入が1,000億円以上の法人・費用・損失が1,000億円以上の法人は数法人のみであり、実態と乖離した基準となっていることから、**収益及び費用・損失について基準を引下げる。**
- 社会福祉法人・学校法人が会計監査を必須とする基準を引き下げていること等も踏まえ、必置の範囲を拡大する。  
※社会福祉法人（収益30億円、負債60億円）  
学校法人（収益10億円、負債20億円）
- 会計監査人必置のコストを踏まえ、法律で一律に必置とする範囲は一定の規模を有する法人とする。  
→現在の約190法人から約220法人が必置となる見込み

### 改正後の公益法人の会計の適正性の確保のための措置

- 現行の取扱いと同様、ガイドラインと合わせて法人の実態に合った形で会計処理の適正性が確保されるようにする。

#### ※現行のガイドラインの記載（5条2号経理的基礎関係）

- **収益、費用・損失1億円未満の法人**  
→監事のうち1人以上に一定の経理業務の経験があること
  - **収益、費用・損失1億円以上の法人**  
→外部監査を受ける 又は 監事のうち1名が公認会計士若しくは税理士の資格保持者であること
- 今後のガイドライン制定で引き続き検討

## その他の政令事項

### 施行期日を定める政令

- **令和7年4月1日を施行日とする。**

### 認定取消／解散の際に財産を贈与できる法人〔認定法5条20号・21号〕

- 認定取消しや解散の際に、財産を贈与できる法人として、日本赤十字社を明記する  
→これまでも日本赤十字社は政令の要件に該当するものとして、財産の贈与を認めてきたが、条文上明確でないことから明記する。

## 事後チェックの重点化

### 最終報告

#### ア 立入検査の重点化

現行の定期的・網羅的な立入検査の実施を見直し、内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、着実・迅速な情報収集と事実把握を行い、不適切事案の端緒をつかんだ法人に対して機動的・集中的に立入検査を実施する。また、組織的及び戦略的に立入検査を行うことができるよう、体制やその手法を見直す。

#### イ 監督措置の実効性向上

(ア) 行政庁における定期提出書類等の事後チェック強化の手法を確立する。特に今般の改革により変更認定手続のうち届出化する事項は、その事後チェックが実効的なものとなるようにする。

(イ) 監督・処分に当たっての基本的な考え方をあらかじめ策定・公表することで、法人の予見可能性を高め、自律や自発的な改善を促しつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用することとする。

(ウ) 法人に対する行政庁の勧告・命令等の監督処分の実施状況やこれらを踏まえた法人の改善状況については、内閣府が一覧性をもって公表する。

(エ) 緊急性の高い事案について勧告を前置しない命令などの措置や、行政庁による監督を待たずに自律的な改善をした法人に対する監督措置の減免など自発的改善を促すための方策を検討する。

### 政府の取組

#### ● 立入検査の頻度・内容のメリハリ付け

- ・過去の立入検査・事業報告等で問題がない法人は、検査のインターバルの延長+検査内容を簡素化 → 点検調査(仮称)の実施  
(内閣府ではR5から14法人で試行)
- ・内外からの情報提供等により不適切事案の端緒を掴んだ場合、機動的に立入検査や報告要求を実施。認定法上の問題が判明したら、勧告、命令、認定取消等の監督措置を果断に実施。

#### ● 監督に係る予見可能性の向上

- ・ガイドラインで審査と監督の基本的考え方を一元的に示す
- ・事前審査ではなく事後チェックで確認する点を明示  
(例：審査時に予定されていた奇附の受入れ状況、変更届出による事業変更の状況など)
- ・監督事案の公表の考え方(法人名、掲載期間、改善時の対応など)を整理し、現在の監督措置の実施状況を一元的に公表

#### ● 法人運営の支援

- ・公益認定後間もない法人等に対し、制度理解や公益法人が遵守すべき事項等の周知、法人運営の支援を実施(新規認定後は早期に一度は点検調査を実施)

### 体制の整備等

#### ● 公益認定等委員会事務局に専任の検査担当を設けることを検討

- ・検査の実効性向上、ノウハウの組織的蓄積・継承

#### ● 都道府県への支援

- ・都道府県に検査のノウハウなど審査・監督に関する知見を提供
- ・基本的な考え方を共有しつつ、地域の実情に応じた監督が行われるよう措置

# 公益法人information

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人information

検索

サイトマップ

公益法人とは

公益法人への寄附

公益法人になる

公益法人の皆様へ

公益認定等委員会

法律・制度関連

## 2025年4月<sup>(※)</sup>から 「公益法人制度」が変わります

(※)現時点における予定

- ☑ 財務規律の柔軟化・明確化 (収支相償・遊休財産規制が変わります)
- ☑ 行政手続の簡素化・合理化 (収益事業等の変更は届出で可能に)
- ☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上 (外部理事・監事の導入)

詳しくはこちら



是非、YouTubeご覧ください。

### 公益法人とは

公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など

### 公益法人への寄附

公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など

### 公益法人になる

公益認定を受けるために参考となる情報など

### 公益法人の皆様へ

公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など

### 公益認定等委員会

公益認定等委員会の答申や活動状況など

### 法律・制度関連

公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど

### システムのサービス状況

稼働中です。

### 電子申請窓口

各種申請の際の入口です。

ログインID

testuser\_040002

パスワード

\*\*\*\*\*

ログイン

パスワードを忘れた方

電子申請のお申し込み

電子申請のご利用には、お申し込みが必要です。

電子申請のお申し込み

新型コロナウイルス感染症関連情報

東日本大震災関連情報

令和六年能登半島地震関連情報

行政庁への情報提供

### 内閣府からのお知らせ

- 令和6年10月9日 ▶ [第69回「公益法人の会計に関する研究会」の議事概要等について](#)
- 令和6年10月1日 ▶ [第5回「公益認定等ガイドライン研究会」の開催について](#)
- 令和6年9月30日 ▶ [第4回「公益認定等ガイドライン研究会」の議事録を掲載しました](#)
- 令和6年9月20日 ▶ [第68回「公益法人の会計に関する研究会」の議事録について](#)
- 令和6年9月9日 ▶ [公益認定等委員会だより（第125号）を発行しました（R6/9/9）](#)
- 令和6年9月6日 ▶ [第68回「公益法人の会計に関する研究会」の議事概要等について](#)
- 令和6年9月2日 ▶ [第67回「公益法人の会計に関する研究会」の議事録について](#)
- 令和6年8月29日 ▶ [「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見募集を開始しました](#)
- 令和6年8月15日 ▶ [「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 第2回フォローアップ会合」の議事録を掲載しました](#)
- 令和6年8月15日 ▶ [公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集結果及び改正内容について](#)
- 令和6年8月15日 ▶ [定期提出書類の手引き（公益法人編）の修正について](#)
- 令和6年8月7日 ▶ [第67回「公益法人の会計に関する研究会」の議事概要及び資料について](#)
- 令和6年7月29日 ▶ [新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）（素案イメージ）に関する意見募集を実施しております【令和6年8月16日（金）まで】](#)
- 令和6年5月29日 ▶ [令和6年能登半島地震の関連情報ページを開設しました](#)
- 令和6年5月27日 ▶ [「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に関する意見募集](#)
- 令和6年5月24日 ▶ [「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」の公表について](#)
- 令和6年5月21日 ▶ [第66回「公益法人の会計に関する研究会」の議事概要等について](#)
- 令和6年5月21日 ▶ [第66回「公益法人の会計に関する研究会」の議事録について](#)



ありがとうございました  
ました